

よくある! 青少年の消費生活トラブル / ワンクリック請求編



被害にあってもた! どうしたらええの?

- POINT 1 不当な請求は、無視!**
一度のクリックだけで契約(けいやく)が成立するということはありません。また、契約が成立していても、契約内容の確認画面がない場合は、かんちがによる無効を主張できます。料金請求画面が表示されても支払はらう必要はありませんので無視してください。
- POINT 2 問い合わせ先があっても連絡しない!**
問い合わせ先や退会手続きが書かれていても連絡しないでください。個人を特定できる情報を悪質なサイト業者に与えてしまうことで、その個人情報が発流され、別の悪質なサイト業者からもねられる可能性があります。
- POINT 3 あやしいサイトを利用しない!**
アダルトサイトや出会い系サイトだけでなく、最近は芸能・アニメ情報サイト、ゲームの攻略情報サイトなど、悪質なワンクリック請求サイトは多様化しています。事業者名や住所・電話番号などの情報が書かれていない、問い合わせ先がフリーメールのアドレスなど、「おかしいな」と感じたら、すぐにそのサイトを見るのをやめましょう。

悪質サイト業者は、クリックした人の個人情報を知っているふりをするので、クリックした人を恐れさせ、高額なお金を期限を設けて請求してきます。さらに延滞金(えんたいきん)の発生や債権(さいけん)回収業者の取り立て、裁判の準備などをほめかすことで被害者を追いつめ、冷静な判断力を失わせます。もしもおどしや悪質な取り立てなどのトラブルにあったら、保護者に相談し、すぐに警察や最寄りの消費生活センターに通報、相談しましょう。



教えて! エルちゃん!!



Q 質問
何でぼくの名前でメールが送られて来たんやろか?

A 答え
返信しちゃったメールに差出人の名前が表示されるように設定されていたからだよ。だけど、住所などの他の情報は知られていないから、安心して! それ以上、相手にしちゃいけないよ。



他にもこんなトラブルが!

動画を再生しようとする時「再生専用アプリをダウンロードする」という画面になり、不正なアプリケーションをダウンロードさせられ、電話番号やメールアドレスなどの情報が悪質業者に伝わってしまった、という被害もあります。料金請求画面に自分の電話番号やメールアドレスが表示された場合は、不正アプリの可能性もあります。現状ではインストールしたアプリは削除できますが、悪質なアプリ業者に電話番号やメールアドレスが伝わっているため、その業者から連絡がくる可能性があります。連絡があっても無視してください。

